

鹿鹿鹿鹿
 教教教教
 保教義高
 第第第第
 4 6 0 3
 7 9 2 5
 6 3 6 9
 号号号号
 第1第3
 4 6 2 6
 年3月2月
 3 3 2 6
 号号号号
 平成31年3月26日
 (保健体育課・教職員課・義務教育課・高校教育課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」の策定及び部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（通知）

県教育委員会では、スポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、専門家による検討委員会での検討結果等を踏まえ、今般、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定しました。

本方針は、中学校段階の部活動を主な対象とし、部活動における適切な指導として、「体罰やハラスメントの根絶を徹底すること」、「生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるようにすること」、「指導者が生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築すること」などについて示しています。

また、成長期にある生徒が、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点や健全な心身の育成の意義も踏まえ、週当たり2日以上の休養日の設定や、1日の活動時間は長くとも平日2時間程度、土日3時間程度とすること等を示したところです。

については、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、本方針を参考に、「学校に係る部活動の方針」を策定していただき、部活動の適切な運営に係る取組の徹底をお願いします。その際には、教員の働き方改革にも十分配慮されるようお願いします。

なお、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に係るFAQ及び本方針のパワーポイントデータを添付しますので、研修等で活用ください。

〈参考〉

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成30年3月19日付29ス庁第649号）
- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び文化部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成30年12月27日付30文庁第732号）
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQ」
- 「鹿児島県部活動の在り方に関する方針 パワーポイントデータ」

連絡先 保健体育課 学校体育安全係 當房 電話099-286-5323 FAX099-286-5671 mail:gakutai@pref.kagoshima.lg.jp※
--

本文書の文書管理上の分類記号：「G－5－0（体育指導総括）」